

都留市自治基本条例(素案)に対する意見

【「第2章 第2節 市議会」関係】

平成20年7月18日

都留市議会

都留市自治基本条例(素案)に対する意見 「第2章 第2節 市議会」関係

素案	議会(案)	説明
<p>第2節 市議会</p> <p>(議会の権限及び責務)</p> <p>第11条 議会は、条例の制定又は改廃、<u>予算及び決算の認定等を議決するほか、市政に関する事項で別に法令又は条例で定められた事項について議決する権限を有します。</u></p>	<p>第2節 議会</p> <p>(議会の役割及び責務)</p> <p>第11条 議会は、条例の制定又は改廃、<u>予算の決定、決算の認定その他法令等に定められた事項について議決し、本市の意思を決定するもの</u><u>とします。</u></p>	<p>条文と統一しました。</p> <p>本条第1項は議会の(議決権)について定めています。</p> <p>見出を変更し(市民案)のとおり「役割」としました。</p> <p>議決事項を明確にしました。</p> <p>議会が本市の意思決定機関であることを定め、議会の役割を明らかにしました。</p> <p>「市政に関する事項で別に」を削除しました。</p>
<p>2 議会は、<u>市の意思決定機関として、市民の意思の把握に努め、それを市政に反映させるとともに、適正に市政運営が行われているかを監視し、及びけん制するもの</u><u>とします。</u></p>	<p>2 議会は、<u>市の市政運営が適正に行われているかを監視し、及びけん制するもの</u><u>とします。</u></p>	<p>第2項は議会の(監視権)について定めています。</p> <p>議会の監視権を簡潔に明記しました。</p> <p>「市」は「執行機関」を意味します。</p>
<p>3 議会は、<u>会議の公開を原則とし、審議の経過やその内容等を適切な方法を用い市民に説明することにより、開かれた議会運営に努めるもの</u><u>とします。</u></p>	<p>3 議会は、<u>会議の公開を原則とする</u><u>とともに、積極的に情報を提供し、市民と情報を共有するよう努めるもの</u><u>とします。</u></p>	<p>第3項は(説明責務)について定めています。</p> <p>「情報を提供」公開ではなく、より積極的に提供としました。</p>

都留市自治基本条例(素案)に対する意見 「第2章 第2節 市議会」関係

素案	議会(案)	説明
<p>(議員の責務) 第12条 議員は、市民の代表者としての責任を自覚し、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、政治倫理の確立を図り、議員活動の内容を積極的に公開するよう努めるものとします。</p>	<p>(議員の責務) 第12条 議員は、市民の代表者として品位と名誉を保持するとともに、常に市民全体の利益を行動の指針とし、誠実に職務の遂行に努めるものとします。 2 議員は、自らの議員活動について、積極的に公開するよう努めるものとします。</p>	<p>第1項を、責務を明確にするため分割し、第1項を(政治倫理の確立)について、第2項を(議員活動の公開)について規定しました。 議員が特定の地域や団体の代表ではなく、市民全体の代表として行動する旨を規定しました。 議員活動についても積極的に公開するよう、別に項を設けて規定しました。</p>
<p>2 議員は、審議能力及び政策提案能力の向上に資するため、自己研さんに努めるものとします。</p>	<p>3 議員は、議会の責務を遂行するため、自己研さんに努めるものとします。</p>	<p>議員としての必要な能力は、審議・政策提案能力以外あり、個別の項目を明記するのではなく、議会の全ての責務を遂行できるよう、常に自己研さんに努めるよう規定しました。</p>